

岩手海区漁業調整委員会公示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 5 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和 4 年 5 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大 井 誠 治

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 令和 4 年 6 月 13 日(月) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所 岩手県盛岡市紺屋町 2 番 9 号 盛岡市勤労福祉会館 5 階大ホール

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

海区漁場計画の案について

3 海区漁場計画の案の縦覧場所

(1) 沿岸各市役所及び町村役場

(2) 広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター

(3) 岩手海区漁業調整委員会事務局